

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値や企業品質の向上を図る経営上の最重要課題の一つとして捉え、経営の透明性・公平性、経営の効率化・意思決定の迅速性、さらに経営監視機能の充実を目指し、各種施策に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
権田 浩一	793,000	15.63
内外テック社員持株会	333,200	6.56
権田 益美	277,000	5.46
大塚 久子	263,880	5.20
権田 祐実	156,000	3.07
権田 雄大	156,000	3.07
副島 真由美	149,040	2.93
株式会社東京都民銀行	148,000	2.91
SMC株式会社	120,000	2.36
高津伝動精機株式会社	100,000	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査計画の策定や内部監査室監査の立会いの実施において連携をとっており、また、監査役及び内部監査責任者は、監査法人の監査への立会いや定期的な意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
浅野 謙一	弁護士				○	○			○	
厚母 義夫	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
浅野 謙一	○	—	弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。さらに社外監査役であり、非業務執行会社役

			員として高い独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員の指定をしております。
厚母 義夫		——	金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績、幅広い知識と見識から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

経営管理体制の強化や法律の改正等を勘案し、固定型報酬と成果型報酬を組み合わせた役員報酬制度の導入及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う自社株取得報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
1億円以上の報酬を受けている役員がいないため、個別報酬の開示はしていません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

監査役3名(うち2名は社外監査役)のうち1名は常勤であり、監査役会(月一回)の開催等によって、常勤監査役から非常勤監査役に対する情報伝達を行っております。取締役会の開催に際しましては、事前に資料配布及び事前説明を経営企画室から行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会
取締役は5名で構成されており、少人数の陣容により迅速な意思決定を可能とする体制としております。
月1回の定例取締役会のほか、随時の臨時取締役会が開催され、法令及び定款や規程に定められた事項について意思決定を行うとともに、業務の執行状況等について報告が行われております。
- ・監査役会
監査役会は監査役3名(うち社外監査役は2名)で構成されております。
定例及び随時の監査役会が開催され、必要な事項について決議や報告が行われております。また、監査役は取締役会及び経営会議など重要な会議に出席し、意思決定のプロセスを監視するとともに重要な書類等の調査などで経営執行やコンプライアンス及びリスク管理状況を監査しております。
- ・経営会議
取締役及び部長等で構成され、常勤監査役が出席しております。
月1回の定例の会議において、取締役会で決定した基本方針に基づく全般的業務執行方針及び予算計画、ならびに重要な業務の実施に関する事項について協議や報告を行っております。
- ・コンプライアンス・リスクマネジメント委員会
当社及び子会社のコンプライアンスや内部統制の責任者を含むメンバーで構成され、常勤監査役が出席しております。
月1回の定例の会議のほか、随時に開催され、グループでのコンプライアンスやリスクマネジメントに係る方針・実行計画・実施内容等の審議や報告を行っております。なお、当委員会での審査や報告内容は定期的に取締役会に報告されています。
- ・リスク管理体制の整備の状況
当社では、内的リスク及び外的リスクの発生を未然に防止するために、関係規程の整備を行うとともに、社長直轄の内部監査室とコンプライア

ンス・リスクマネジメント委員会を設置しております。内部監査室は、経営組織の整備状況及び業務運営の効率性を検討・評価・報告することにより、経営管理に寄与しております。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項の審議と報告、情報の収集・分析・評価、モニタリング等、ならびに内部通報に関する事項をつかさどり、企業品質や企業価値の向上を目指しております。

なお、当社では社員の法令違反行為に関する相談及び通報を適切に処理する仕組みとして、コンプライアンス相談制度を設けております。

・内部監査及び監査役監査

内部監査は業務執行部門とは独立し、社長が直接管轄する内部監査室が実施しております。内部監査室は内部監査責任者1名の構成となっておりますが、社長の承認により他の部署の者を監査業務に就かせることにより、内部監査規程及び内部監査計画並びに内部統制システムに係る実施基準に基づき、各部門や関係会社の業務活動の有効性及び効率性、諸規程の適正性及び妥当性を評価し、社長への報告並びに改善の提言を行っております。

監査役監査は、監査方針・監査実施計画に基づき、取締役の業務執行状況・財産の管理状況・計算書類等及び監査役監査基準による内部統制システムに係る監査のチェックリストについての監査を実施しております。

・会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。当社と同監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部から客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

また、現在取締役員数を5名とし、少人数の陣容により迅速な意思決定を可能とする体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	計算書類の作成日程や監査日程を十分に勘案し、招集通知の早期発送や集中日を回避した株主総会の設定をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのIR情報にIR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務グループがIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、環境保全活動を推進しております。また、平成18年6月1日に当社グループの「企業行動憲章」を定めCSR活動の取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ウェブページ(ホームページ)を活用した、ステークホルダーに対する情報発信の取り組みを行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムについての基本的な考え方】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「企業行動憲章」・「社員行動指針」・「コンプライアンス規程」・「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともにコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに取締役及び監査役に報告する体制を整備する。
2. コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、「社員行動指針」や「コンプライアンス・マニュアル」の遵守状況を把握するとともに指導・教育等を行う。コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容及び対処案を取締役会及び監査役に報告する。
3. 内部監査室を設置し、法令等の遵守状況を監査する。
4. 職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適正に処理する仕組みとしてコンプライアンス相談制度を設け、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス相談制度運営要領」に基づき運用を行う。
5. 反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行わないこと並びに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むことを定め、運用のための社内体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報や文書は、「規程等管理規程」、「文書管理規程」、「営業秘密管理規程」等に従い保存及び管理するとともに、それらを閲覧することができる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理体制として「リスク管理規程」を制定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、経営リスクの把握と管理を行う。
2. 緊急時には「リスク管理規程」、「経営リスク管理要領」等に基づき、緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われるために取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
2. 年度計画及び中期経営計画に基づいた各部門の目標に対し、それらの執行状況を取締役会及び経営会議に定期的に報告する。
3. 日常の職務遂行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲が行われ、その責任者が執行手続に則り業務を遂行する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社は「企業行動憲章」・「社員行動指針」・「コンプライアンス・マニュアル」を定める。
2. 「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当部署を置き、重要事項の事前承認や定期的な資料の提供を求めると必要な管理を行う。
3. 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理とグループ会社が認めた場合、また子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに当社取締役及び当社監査役に報告される体制を整備する。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に要請することができるほか、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。
2. 内部監査室は監査役の要請により取締役等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動及び評価等については、監査役の同意を必要とするものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告を行う。なお、監査役から会社情報の提供を求められたときには、遅延なく情報の提供を行うものとする。
2. 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が代表取締役社長並びに監査法人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り監査役の監査が実効的に行われる体制を整備する。

【内部統制システムの整備状況】

内部統制システムの整備につきましては、平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議し、さらに平成19年3月23日、平成21年3月9日、平成22年3月12日及び平成24年3月9日開催の取締役会でその見直しを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組んでおります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

- (1) 「反社会的勢力対策要領」の中に、反社会的勢力に対しては、断固たる態度で臨み一切の関係を排除し、警察等と連携して反社会的勢力排除に取り組むことを定めております。
- (2) (社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、同会主催の各種研修会等には関連部門の社員を積極的に参加させ対応能力の向上に努めております。
- (3) 管理本部総務グループを対応部署とし、不当要求防止責任者を明確にし、反社会的勢力に対して対応できる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

(1) 情報管理の徹底

会社の内部情報については、社内の「インサイダー取引防止規程」に基づき、その取扱いに細心の注意を払うとともに、係る情報管理の徹底を行っております。

(2) 情報管理責任者と担当部署

会社情報の社内管理並びに会社情報の適時開示の管理責任者として、内部情報管理者を置いております。

内部情報管理者は、担当部署である総務グループと連携して適時開示体制を構築しております。

適時開示に関する財務状態及び経営成績、経営計画、事業の状況等の情報の取り纏めは、管理本部の各グループが担当し、管理本部長が情報開示責任者となっております。

(3) 会社情報の報告

当社及び当社の子会社において会社情報が生じたとき、その情報保有者は、遅滞なく直ちに所属部署の長を通じて「内部情報管理者」へその旨を報告します。

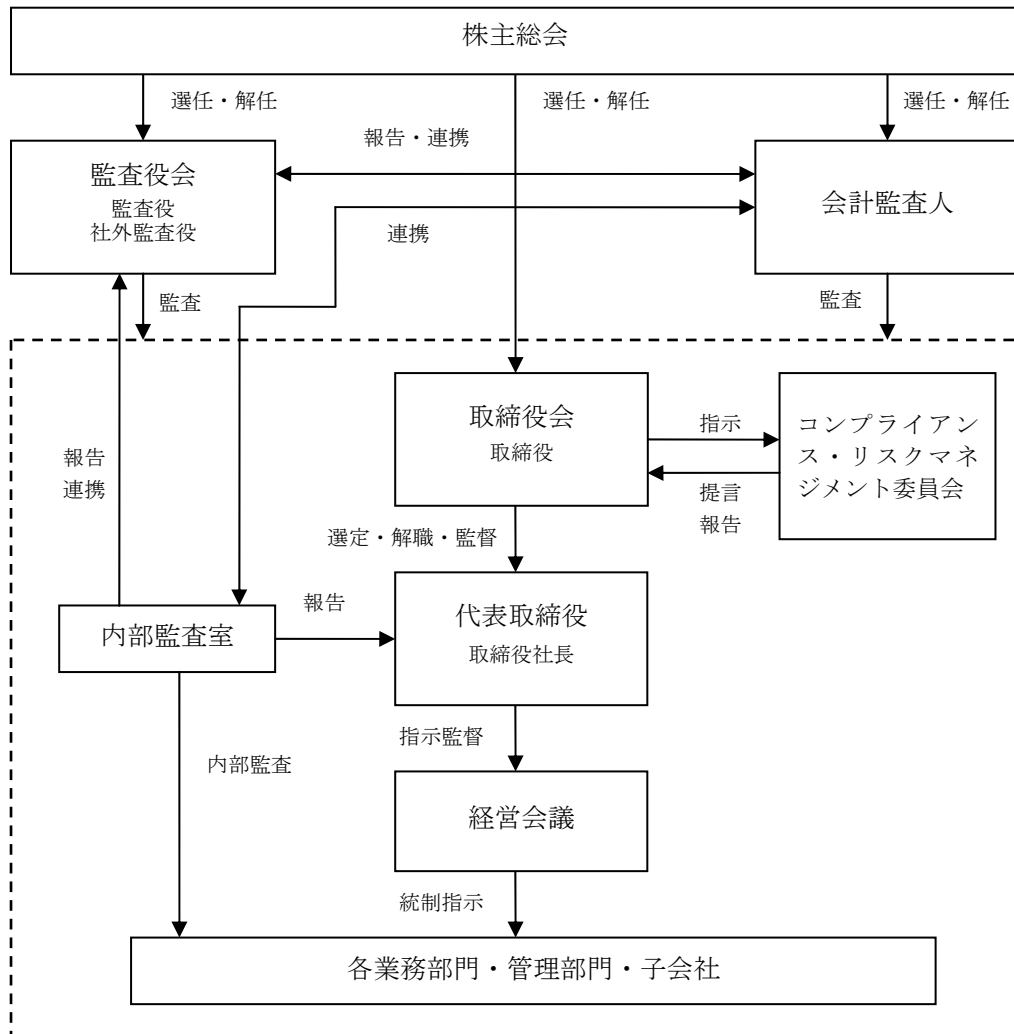
(4) 情報の管理

内部情報管理者は、会社情報の取扱い担当部署（管理本部）と協議の上、係る会社情報が「重要事実」に該当するか否かの最終判断を行うとともに適時開示に向けて速やかに所定の手続をとります。

(5) 情報の開示

担当部署（管理本部）は、指揮・監督のもと、その具体的内容及び開示時期について起案し、取締役会に付議し、その承認決議後、速やかに開示します。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



<適時開示体制の概要（模式図）>

